

概 要

被災者の発症及び死亡は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、昭和〇年3月から昭和〇年7月までの間、板金等の溶接作業に従事していたが、平成〇年11月頃から咳が出始めたため、〇病院を受診したところ、「間質性肺炎（アスベスト肺）」と診断され、加療していたが、「間質性肺炎による呼吸不全」により死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の発症及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は、石綿粉じんが飛散する場所で長時間作業を行い、また、溶接等での粉じん作業に従事していたため、「間質性肺炎」を発症したものであり、監督署長の決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

〇病院医師の意見及び地方労災医員の意見が相違する結果となったため、独立行政法人労働者健康福祉機構の石綿確定診断委員会に対し、確定診断を依頼したところ、被災者の画像所見及び職歴からは石綿肺とは診断できない旨の回答があった。

以上のことから、被災者の発症及び死亡は、業務に起因する疾病であるとは認められず、不支給処分とした。

4 審査官の判断

(1) 被災者は溶接作業等に従事しており、事業場において防災のため石綿布を使用していたことにより間接ばく露したことが認められることから、被災者は石綿ばく露作業に従事していたものと判断する。

(2) 〇病院医師は、診断傷病名を「間質性肺炎（アスベスト肺）」と所見しているが、医学的根拠を示していないことから、意見を求めたところ、傷病名を記載した理由として、問診等により確認した被災者の職歴から、アスベストのばく露が疑われるものとして記載したにすぎないものであると認められる。

(3) 地方労災医員は、診療録及び胸部X線から、被災者の疾病は石綿肺と考えることは困難で

ある旨、所見している。

また、石綿確定診断委員会は、石綿肺とは診断できず、また、画像では胸膜プラークを含む、石綿ばく露の所見は認められず、職歴から石綿肺の発症に至る程度の累積石綿ばく露量があったとは判断されない、と意見している。

(4) 間質性肺炎とじん肺との因果関係については、在職中の特殊健康診断において「異常なし管理1」であり、療養中にもじん肺の所見が認められず、じん肺症に起因する疾病にも該当しないものである。

(5) 以上から、被災者は、発症原因が特定できない間質性肺炎による呼吸機能の低下に陥り、呼吸不全により死亡したものであり、被災者の発症及び死亡と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。